

デジタルサイネージ A I 窓口案内導入業務委託に係るプロポーザル 実施要綱

1 概要

(1) 業務の名称

デジタルサイネージ A I 窓口案内導入業務委託

(2) 業務の目的

那須塩原市の庁内案内に対し、AI を搭載したデジタルサイネージを導入することにより、行き先案内を自動化し、市民サービス向上及び職員の負担軽減を図る。

(3) 業務の内容

別紙「デジタルサイネージ A I 窓口案内導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 履行期間

（導入業務）契約日から令和 4 年 1 月 3 1 日まで

（使用料）令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日まで

(5) 提案上限額

9, 9 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（導入費用：2, 6 4 0, 0 0 0 円、使用料：7, 2 6 0, 0 0 0 円）

使用料に保守料を含み算出すること。

2 参加者（応募者）の資格要件

参加者（応募者）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。ただし、参加申請書提出日までに那須塩原市入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成 1 7 年那須塩原市告示第 1 4 3

- 号)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 プロポーザルの日程

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和3年11月4日 |
| (2) 質問及び参加申請書の提出 | 令和3年11月15日午後1時まで(必着) |
| (3) 質問の回答 | 令和3年11月17日 |
| (4) 企画提案書の提出 | 令和3年11月29日午後1時まで(必着) |
| (5) 1次審査・審査結果 | 令和3年12月6日 |
| (6) プロポーザルの実施 | 令和3年12月13日 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和3年12月17日 |

4 参加手続

(1) 募集方法

実施要綱・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、市のホームページ (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>) からダウンロードすること。

(2) 応募条件

ア 応募要件

- A 応募者は、グループ構成も可とし構成員は日本国内の事業者とする。
- B 応募者する際は、代表事業者を定め、代表事業者が本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- C グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- D 1グループの構成員は、ほかのグループの構成員となることできない。

イ 応募者の業務分担

応募者は、グループとして適切に業務を分担し、別記仕様書に定める業務を行うこととする。

(3) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和3年11月15日（月）午後1時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(4) 質疑

本業務に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。質疑書は、令和3年11月15日（月）午後1時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、参加表明をした者全員に電子メール等により令和3年11月17日（水）午後5時までに行う。

5 企画提案書の作成、提出等

(1) 企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙）を参照の上、一括して持参又は郵送により、7部（正副の区別なし）提出するものとし、分割提出は認めない。

(2) 提出方法等

ア 提出期限：令和3年11月29日（月）午後1時（必着）

イ 提出場所：那須塩原市役所デジタル推進課

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

6 審査方法

本市が設置する「デジタルサネージAI窓口案内業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が審査を行い、総合得点の順位により候補者および次点者を選定する。

(1) 1次審査

・「審査基準」（別紙）に基づき、提出された企画提案書の内容を審査する。

(2) プレゼンテーション（2次審査）

・審査についてはWEB会議システム（ZOOM）を用いて、オンラインで実施する。ZOOMの画面共有機能により、動画を再生し、その後質疑を行う。

- ・説明：プレゼンテーション動画により提案内容の説明を行う。
構成は企画提案書の順とすること（30分以内）。
- ・質疑：説明終了後、委員会の委員が説明者に対して質疑を行う（15分以内）。
- ・その他：説明者は5人以内とし、原則として企画提案書に記載された統括責任者を含むこと。

(3) 補足事項

- ・応募者が4者以上の場合は、事務局で書類審査（1次審査）を行い、2次審査対象者（上位3者）を決定した上で、プレゼンテーション動画を含めた最終審査（2次審査）を行う。なお、総得点が同点の場合は、機能要件とアクセシビリティの点数の合計が高いほうとする。さらにその点数も同点の場合は審査委員会の合議により決定するものとする。
- ・応募者が1者の場合については、2次審査まで行い6割以上の評価を得た場合に限り、改めて提案募集は行わず、当該事業者を随意契約候補者とする。

7 審査結果の通知

(1) 1次審査結果

2次審査対象者としての特定の有無を記載し、各応募者へ電子メールにより通知する。

(2) 最終審査結果

最終審査結果は、書面にて導入候補者としての選定の有無を記載し通知を発送する。

8 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額を上限として契約を行う。ただし、特定後契約締結前に仕様の調整等、契約内容について協議を行う。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

9 その他

企画提案書の提出後、提案者が2(1)～(6)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

本業務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とするため、翌年度以降の予算が減額され、若しくは削除され、又は成立しなかったときは契約を解除することができる条項（解除条項）を契約書中に設定する。

10 提出先・問い合わせ先

栃木県那須塩原市あたご町2番3号

那須塩原市役所 企画部 デジタル推進課 デジタル政策係

電話 0287-48-7852

ファクシミリ 0287-37-5115

電子メール digital@city.nasushiobara.lg.jp

担当：田中・菅野